

2 水質関係

2-(1) 水質汚濁に係る環境基準

昭和46. 12. 28	環告59
一部改正, 昭和49. 9. 30	環告63 (総水銀, アルキル水銀追加)
昭和50. 2. 3	環告3 (P C B追加)
昭和57. 12. 25	環告140(湖沼の窒素, 煙の追加)
平成5. 3. 8	環告16 (有機燐削除, 15項目追加及び基準値改正)
平成5. 8. 27	環告65 (海域の窒素, 煙の追加)
平成11. 2. 22	環告14 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふつ素, ほう素の追加)
平成15. 11. 5	環告123(水生生物の保全に係る環境基準の追加)
平成21. 11. 30	環告78 (1.4-ジオキサンの要監視項目から環境基準項目への変更)
平成23. 10. 27	環告94 (カドミウムの環境基準の見直し)
平成24. 8. 22	環告127(ノニルフェノールの追加)
平成25. 3. 27	環告30 (直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の追加)
平成26. 11. 17	環告126 (トリクロロエチレンの環境基準の見直し)
平成28. 3. 30	環告37 (底層溶存酸素量の追加)
平成31. 3. 20	環告46 (公共用水域水質環境基準の一部改正)

2-(1)-① 人の健康の保護に関する環境基準

表1 人の健康の保護に関する環境基準(27項目) : 全公共用水域に適用

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふつ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

海域について、ふつ素およびほう素の基準値は適用しない。

(参考) 表2 要監視項目及び指針値(27項目)

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下
トランスー1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下
オキシン銅(有機銅)	0.04 mg/L以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン(CNP)	—
トルエン	0.6 mg/L以下
キシレン	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシリ	0.06 mg/L以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L以下
アンチモン	0.02 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
全マンガン	0.2 mg/L以下
ウラン	0.002 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下 (暫定)※

※PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

(参考)表3 水生生物の保全に係る要監視項目

物質名	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7 mg/L 以下
		生物特A	0.006 mg/L 以下
		生物B	3 mg/L 以下
		生物特B	3 mg/L 以下
	海域	生物A	0.8 mg/L 以下
		生物特A	0.8 mg/L 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05 mg/L 以下
		生物特A	0.01 mg/L 以下
		生物B	0.08 mg/L 以下
		生物特B	0.01 mg/L 以下
	海域	生物A	2 mg/L 以下
		生物特A	0.2 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1 mg/L 以下
		生物特A	1 mg/L 以下
		生物B	1 mg/L 以下
		生物特B	1 mg/L 以下
	海域	生物A	0.3 mg/L 以下
		生物特A	0.03 mg/L 以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001 mg/L 以下
		生物特A	0.0007 mg/L 以下
		生物B	0.004 mg/L 以下
		生物特B	0.003 mg/L 以下
	海域	生物A	0.0009 mg/L 以下
		生物特A	0.0004 mg/L 以下
アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02 mg/L 以下
		生物特A	0.02 mg/L 以下
		生物B	0.02 mg/L 以下
		生物特B	0.02 mg/L 以下
	海域	生物A	0.1 mg/L 以下
		生物特A	0.1 mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03 mg/L 以下
		生物特A	0.003 mg/L 以下
		生物B	0.03 mg/L 以下
		生物特B	0.02 mg/L 以下
	海域	生物A	0.02 mg/L 以下
		生物特A	0.01 mg/L 以下

※1 生物A：[河川及び湖沼]イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域

[海 域]水生生物の生息する水域

生物特A：[河川及び湖沼]生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

[海 域]生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

※2 生物B：[河川及び湖沼]コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域

生物特B：[河川及び湖沼]生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

2-(1)-② 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (p H)	生物化 学 的 酸 素 要 求 量 (B O D)	浮 遊 物 質 量 (S S)	溶 存 酸 素 量 (D O)	大 脇 菌 群 数
A A	水道 1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道 2級 水産 1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1000MPN/ 100mL以下
B	水道 3級 水産 2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産 3級 工業用水 1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5 mg/L以上	—
D	工業用水 2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2 mg/L以上	—
E	工業用水 3級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L以上	—
測 定 方 法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサーを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法
備 考						
<p>1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した4段階（試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。）を5本ずつB G L B醣酵管に移植し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>						

※1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

※3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

※4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

※5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ 河川の水生生物に係る環境基準（平成25年3月27日付追加）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
測定方法	規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

※ 基準値は、年間平均値とする。

ウ 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (p H)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (C O D)	浮 遊 物 質 量 (S S)	溶 存 酸 素 量 (D O)	大 腸 菌 群 数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2, 3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	5 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	15 mg/L以下	5 mg/L以上	—
C	工業用水2級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L以上	—
測 定 方 法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の測定結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサーを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法
備 考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

※1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃2, 3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

※3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

※4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

※5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

工 湖沼の窒素・燐 (昭和57年12月25日追加)

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L以下	0.005 mg/L以下
II	水道1, 2, 3級(特殊なものを除く) 水産1種, 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
V	水産3種, 工業用水, 農業用水, 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
測 定 方 法		規格45.2, 45.3, 45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法

備 考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

※1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※2 水 道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

※3 水 産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

〃 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

〃 3種：コイ、フナ等の水産生物用

※4 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

才 湖沼の水生生物に係る環境基準（平成28年3月追加）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ, サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち, 生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ, フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち, 生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
測 定 方 法	規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

※ 基準値は、年間平均値とする。

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き, 水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き, 水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域, 再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
測 定 方 法	規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	
備考		
1	基準値は、日間平均値とする。	
2	底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。	

力 海域

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (C O D)	溶 存 酸 素 量 (D O)	大 脳 菌 群 数	n - ヘキサン 抽 出 物 質 (油分等)
A	水 産 1 級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと
B	水 産 2 級 工 業 用 水 及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L以下	5 mg/L以上	—	検出されないこと
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L以下	2 mg/L以上	—	—
測 定 方 法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサーを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表14に掲げる方法
<p>備考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは、次のものをいう。</p> <p>試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10W/V%) 1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L) 10mLを正確に加えたのち、沸騰した水溶中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10W/V%) 1mLとアジ化ナトリウム溶液(4W/V%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1) 0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L) ででんぶん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりC O D値を計算する。</p> $\text{C O D} (\text{O}_2 \text{mg/L}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$ <p>(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL)</p> <p>(b) : 蒸留水について行った空試験値(mL)</p> <p>$f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3$: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価</p>						

※ 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

※ 2 水 産 1 級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用および水産2級の水産生物用

水 産 2 級 : ポラ、ノリ等の水産生物用

※ 3 環 境 保 全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

キ 海域の窒素・燐(平成5年8月27日付追加)

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下
測 定 方 法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法

備考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

※ 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

※ 2 水 産 1 種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水 産 2 種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水 産 3 種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

※ 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

ク 海域の水生生物に係る環境基準（平成28年3月追加）

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する 水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち, 水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚 仔の生育場として特 に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下
測 定 方 法		規格53に定める 方法	付表11に掲げる方 法	付表12に掲げる 方法

※ 基準値は、年間平均値とする。

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物 が生息できる場を保全・再生する水域又は再 生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物 が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物 を除き、水生生物が生息できる場を保全・再 生する水域又は再生産段階において貧酸素耐 性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産 できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物 が生息できる場を保全・再生する水域、再生 産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が 再生産できる場を保全・再生する水域又は無 生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
測 定 方 法		規格32に定める方法又は付表13に掲げ る方法
備考		
1 基準値は、日間平均値とする。		
2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンド ン採水器を用いる。		

2—(1)—③ 地下水の水質汚濁に係る環境基準について

平成9年3月13日

環境庁告示第10号

(平成10年4月24日環境庁告示第23号一部改正)

(平成11年2月22日環境庁告示第16号一部改正)

(平成20年4月1日環境省告示第41号一部改正)

(平成21年11月30日環境省告示第79号一部改正)

(平成23年10月27日環境省告示第94号一部改正)

(平成24年5月23日環境省告示第85号一部改正)

(平成26年3月20日環境省告示第40号一部改正)

(平成26年11月17日環境省告示第127号一部改正)

(平成28年3月29日環境省告示第31号一部改正)

(平成31年3月20日環境省告示第54号一部改正)

(令和2年3月30日環境省告示第35号一部改正)

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第16条第1項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間等は、次のとおりとする。

第1 環境基準

環境基準は、すべての地下水につき、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

第2 地下水の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、地下水の水質の測定を行う場合には、次の事項に留意することとする。

- (1) 測定方法は、別表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 測定の実施は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、地下水の流動状況等を勘案して、当該項目に係る地下水の水質汚濁の状況を的確に把握できると認められる場所において行うものとする。

第3 環境基準の達成期間

環境基準は、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする（ただし、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。）。

第4 環境基準の見直し

環境基準は、次により、適宜改定することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更及び環境上の条件となる項目の追加等
- (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

別表

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2, 55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K017-0-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01 mg/L以下	規格K0102の61.2, 61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	シス体にあっては規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格K0102の67.2, 67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.2.1, 43.2.3, 43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.1に定める方法
ふつ素	0.8 mg/L以下	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c(注 ⁽²⁾ 第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格K0102の47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1, 43.2.3, 43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

2-(2) 県内公共用水域に係る環境基準の水域類型指定状況

① 河川

ア BOD等に係る環境基準

(令和2年3月末現在)

水 域 名	範 围	該当 類型	達成 期間	基 準 点	類型指定 年月日	備 考
米之津川	全域	A	イ	六月田橋	S48. 6. 29	H7. 6. 5見直し(旧:C)
				米之津橋		
高尾野川	全域	A	イ	桜橋	S50. 4. 21	H19. 3. 30見直し
				出水大橋		
折口川	全域	A	イ	田島橋	S50. 4. 21	H19. 3. 30見直し(旧:C)
高松川	全域	A	イ	浜田橋	S50. 4. 21	
川内川上流	曾木の滝から上流	A	イ	曾木の滝上流	S48. 4. 2	
川内川下流	鶴田ダムから河口まで	A	イ	中郷	S46. 5. 25	H20. 3. 28見直し
				小倉		
五反田川上流	上水道取水口から上流	A	イ	上水道取水口	S50. 4. 21	H8. 6. 5見直し(旧:B)
五反田川下流	上水道取水口から下流	B	イ	五反田橋	S50. 4. 21	
八房川	全域	A	イ	川上橋	S50. 4. 21	
大里川	全域	A	イ	恵比須橋	S50. 4. 21	H19. 3. 30見直し(旧:C)
神之川	全域	A	イ	大渡橋	S51. 4. 26	H19. 3. 30見直し(旧:B)
万之瀬川上流	広瀬橋から上流	A	イ	両添橋	S49. 7. 5	
万之瀬川下流	広瀬橋から下流	B	イ	花川橋	S49. 7. 5	H19. 3. 30見直し
				万之瀬橋		
加世田川	全域	A	イ	田中橋	S49. 7. 5	H19. 3. 30見直し(旧:B)
花渡川	全域	A	イ	上水道取水口	S52. 6. 17	H19. 3. 30見直し
				花渡橋		
和田川	全域	B	イ	潮見橋	S49. 6. 14	H19. 3. 30見直し(旧:C)
永田川	全域	B	ハ	新永田橋	S49. 6. 14	
脇田川	全域	B	イ	南田橋	S47. 6. 19	H19. 3. 30見直し(旧:C)
新川	全域	B	イ	第二鶴ヶ崎橋	S47. 6. 19	H19. 3. 30見直し(旧:C)
甲突川	全域	A	イ	河頭大橋	S47. 6. 19	H19. 3. 30見直し
				岩崎橋		
				松方橋		
稻荷川上流	水車入口橋から上流	A	ロ	水車入口橋	S47. 6. 19	
稻荷川下流	水車入口橋から下流	B	イ	黒葛原橋	S47. 6. 19	H19. 3. 30見直し(旧:C)
思川	全域	A	ハ	青木水流橋	S49. 6. 14	
別府川	全域	A	イ	岩淵橋	S49. 6. 14	
網掛川	全域	A	イ	田中橋	S49. 6. 14	
天降川	全域	A	イ	新川橋	S49. 6. 14	
中津川	全域	A	イ	犬飼橋	S49. 6. 14	
検校川	全域	A	イ	検校橋	S49. 6. 14	
本城川上流	内之野橋500m下流地点から上流	AA	イ	内之野橋下流	S50. 7. 1	H8. 6. 5見直し(旧:A)
本城川下流	内之野橋500m下流地点から下流	A	イ	中洲橋	S50. 7. 1	
高須川	全域	A	イ	高須橋	S50. 7. 1	
神ノ川	全域	A	イ	神ノ川橋	S50. 7. 1	
雄川	全域	A	イ	雄川橋	S50. 7. 1	
肝属川上流	河原田橋から上流	B	ハ	河原田橋	S48. 12. 7	H20. 3. 28見直し(旧:C)
肝属川下流	河原田橋から河口まで	A	イ	第二有明橋	S48. 12. 7	H20. 3. 28見直し(旧:B)
串良川	全域	A	ロ	串良橋	S48. 12. 7	
田原川	全域	C	ロ	河原田橋から300m上流	S48. 12. 7	
菱田川	全域	A	ロ	菱田橋	S48. 12. 7	
安楽川	全域	A	ロ	安楽橋	S48. 12. 7	
前川	全域	A	イ	権現橋	S50. 4. 21	H7. 6. 5見直し(旧:B)
大淀川上流	宮崎県境から上流	A	ロ	新割田橋	S48. 6. 29	
横市川上流	宮崎県境から上流	A	ロ	宝来橋	S48. 6. 29	
溝之口川上流	庄内川合流点から上流	A	イ	中谷橋	S48. 6. 29	

イ 水生生物に係る環境基準

水 域 名	範 围	該当類型	達成期間	基準点数	類型指定年月日	備 考
甲突川	全域	生物B	イ	3	H22. 3. 30	
天降川	全域	生物B	イ	1	H22. 3. 30	
高尾野川	全域	生物B	イ	2	H23. 3. 29	
折口川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
高松川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
五反田川	全域	生物B	イ	2	H23. 3. 29	
八房川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
大里川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
神之川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
万之瀬川	全域	生物B	イ	3	H23. 3. 29	
加世田川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
花渡川	全域	生物B	イ	2	H23. 3. 29	
思川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
別府川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
網掛川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
中津川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
検校川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
安楽川	全域	生物B	イ	1	H23. 3. 29	
大淀川上流	宮崎県境から上流	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
米之津川上流	平良川合流点から上流	生物A	イ	1	H24. 3. 30	
米之津川下流	平良川合流点から下流	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
串良川	全域	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
本城川	全域	生物B	イ	2	H24. 3. 30	
高須川	全域	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
神ノ川	全域	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
雄川	全域	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
田原川	全域	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
菱田川	全域	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
前川	全域	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
溝之口川上流	庄内川合流点から上流	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
横市川上流	宮崎県境から上流	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
稻荷川	全域	生物B	イ	2	H24. 3. 30	
新川	全域	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
永田川	全域	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
脇田川	全域	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
和田川	全域	生物B	イ	1	H24. 3. 30	
川内川	全域	生物B	イ	3	H24. 3. 30	
肝属川	全域	生物B	イ	2	H24. 3. 30	

② 湖沼

ア COD等に係る環境基準

水 域 名	範 围	該当類型	達成期間	基準点数	類型指定年月日	備 考
池田湖	全域	A	イ	3	S52. 6. 17	
鶴田ダム貯水池	曾木の滝から鶴田ダムまで	A	イ	3	S56. 1. 26	
鰻池	全域	A	イ	1	S57. 11. 1	
高隈ダム貯水池	全域	A	イ	2	H 9. 6. 25	

イ 全窒素及び全燐に係る環境基準

水 域 名	範 围	該当類型	達成期間	基準点数	類型指定年月日	備 考
池田湖	全域	II	ロ	3	S60. 6. 7	全窒素については当分の間適用しない。
鶴田ダム貯水池	曾木の滝から鶴田ダムまで	IV	イ	3	S61. 12. 10	〃
鰻池	全域	II	イ	1	S62. 6. 10	〃
高隈ダム貯水池	全域	III	イ	2	H 9. 6. 25	〃

ウ 水生生物に係る環境基準

水 域 名	範 四	該当類型	達成期間	基準点数	類型指定年月日	備 考
池田湖	全域	湖沼生物B	イ	3	H22. 3. 30	
鰐池	全域	湖沼生物B	イ	1	H22. 3. 30	
鶴田ダム貯水池	全域	湖沼生物B	イ	3	H24. 3. 30	
高隈ダム貯水池	全域	湖沼生物B	イ	2	H24. 3. 30	

③ 海域

ア COD等に係る環境基準

水 域	範 四	基準点数	該当類型	達成期間	類型指定年月日
八代海南部海域 (1)	米之津港	1	B	イ	S51. 8. 9
〃 (2)	米之津川河口海域	1	A	ハ	〃
〃 (3)	全域から上記を除く海域	5	A	イ	〃
薩摩半島西部海域 (1)	阿久根港	2	B	イ	S53. 9. 1
〃 (2)	万之瀬川河口海域	1	A	ロ	〃
〃 (3)	全域から上記及び下記を除く海域	4	A	イ	〃
〃 (4)	川内港	1	B	イ	S57. 2. 10
〃 (5)	串木野港	1	B	イ	〃
薩摩半島南部海域	全 域	3	A	イ	S52. 6. 17
鹿児島湾 (1)	全域から下記を除く海域	17	A	イ	S50. 7. 1
〃 (2)	鹿児島港本港区	1	B	イ	S50. 7. 1 (H7. 6. 5範囲変更)
〃 (3)	〃 南港区	1	B	イ	S50. 7. 1
〃 (4)	〃 木材港区	1	B	イ	〃
〃 (5)	〃 谷山一区	1	B	イ	〃
〃 (6)	〃 谷山二区	2	B	イ	〃
〃 (7)	山川港	1	B	イ	〃
大隅半島東部海域 (1)	志布志港	1	B	イ	S51. 8. 9
〃 (2)	菱田川河口海域	1	A	ロ	〃
〃 (3)	肝属川河口海域	1	A	ロ	〃
〃 (4)	全域から上記を除く海域	7	A	イ	〃
西之表港海域	全 域	2	A	イ	S53. 9. 1
名瀬港海域 (1)	新川河口海域	1	B	イ	S52. 6. 17
〃 (2)	全域から上記を除く海域	2	A	イ	〃
奄美大島本島海域	名瀬港海域を除く奄美大島本島地先海域	4	A	イ	S57. 2. 10

イ 全窒素及び全燐に係る環境基準

水 域 名	範 四	該当類型	達成期間	基準点数	類型指定年月日	備 考
鹿児島湾	全 域	II	イ	26	H8. 6. 5	
八代海南部海域	全 域	I	イ	7	H11. 5. 14	

※ 達成期間「イ」とは、ただちに達成

「ロ」とは、5年以内で可及的すみやかに達成

「ハ」とは、5年を超える期間で可及的すみやかに達成

2-(3) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

昭和46. 6. 21 総理府令35

一部改正, 昭和49. 9. 30 総理府令65 (総水銀, 水銀)

昭和49. 11. 19 総理府令70

昭和50. 2. 3 総理府令3 (P C B 追加)

平成元. 4. 3 総理府令19 (T C E, P C E 追加)

平成5. 8. 27 総理府令40 (海域にかかる窒素・燐追加)

平成5. 12. 27 総理府令54 (ジクロロメタン等13項目追加)

平成13. 6. 13 環境省令21 (ほう素, ふつ素, アンモニア等化合物追加)

平成24. 5. 23 環境省令15 (1,4-ジオキサン追加)

ア 人の健康の保護に関する項目（有害物質）

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアノ化合物	1 mg/L
有機リン化合物	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1, 3-ジクロロプロパン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L 海域 230 mg/L
ふつ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L (注2)
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L

※1 排水量に關係なく全ての特定事業場に適用される

※2 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

イ 生活環境の保全に関する項目

項目		許容限度
pH (水素イオン濃度)	河川, 湖沼	5.8~8.6
	海 域	5.0~9.0
BOD (生物化学的酸素要求量)	最 大	160 mg/L
	日間平均	120 mg/L
COD (化学的酸素要求量)	最 大	160 mg/L
	日間平均	120 mg/L
SS (浮遊物質量)	最 大	200 mg/L
	日間平均	150 mg/L
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱 油 類	5 mg/L
	動植物油脂類	30 mg/L
フエノール類含有量		5 mg/L
銅 含 有 量		3 mg/L
亜 鉛 含 有 量		2 mg/L
溶 解 性 鉄 含 有 量		10 mg/L
溶 解 性 マンガン 含 有 量		10 mg/L
クロム 含 有 量		2 mg/L
大 腸 菌 群 数	日間平均	3000 個/cm ³
窒 素 含 有 量	最 大	120 mg/L
	日間平均	60 mg/L
りん 燐 含 有 量	最 大	16 mg/L
	日間平均	8 mg/L

※1 この表に掲げる排出基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上の特定事業場に適用される。

※2 BODは、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に適用され、CODは、海域及び湖沼に排出される排出水に適用される。

※3 窒素及び燐の適用水域

(1) 窒素

・海域

八代海, 鹿児島湾, 名瀬港, 中甑浦, 焼内湾, 久慈湾及び篠川湾, 薩川湾, 諸鈍湾, 三浦湾, 笠利湾
(H5.8.27設定 H5.10.1施行)

・湖沼

鶴田ダム貯水池(さつま町他) (H10.6.23設定 H10.8.1施行)

(2) 燐

・海域

八代海, 鹿児島湾, 名瀬港, 中甑浦, 焼内湾, 久慈湾及び篠川湾, 薩川湾, 諸鈍湾, 三浦湾, 笠利湾
(H5.8.27設定 H5.10.1施行)

・湖沼

高隈ダム貯水池(鹿屋市), 高川ダム貯水池(出水市), 鶴田ダム貯水池(さつま町他), 池田湖(指宿市), 鰐池(指宿市), 蘭牟田池(薩摩川内市), 銚崎池(薩摩川内市), 南部ダム貯水池(天城町)
(S60.5.30設定 S60.7.15施行)

伊仙中部ダム貯水池(伊仙町) (H10.6.23設定 H10.8.1施行)

大川ダム貯水池(奄美市), 西京ダム貯水池(西之表市), 永吉ダム貯水池(日置市, 鹿児島市), 竹山ダム貯水池(霧島市), 須野ダム貯水池(奄美市), 神嶺ダム貯水池(徳之島町)
(H16.5.24設定 H16.6.1施行)

金峰ダム貯水池(南さつま市), 川辺ダム貯水池(南九州市) (H22.7.27設定, H22.7.27施行)

2-(4) 条例に基づく上乗せ排水基準

(水道汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例)

2-(4)-① 川内川水域に係る上乗せ排水基準

適用区域：川内川及びこれに接続する公共用水域

ア 鶴田ダムから下流の川内川水域に係る上乗せ排水基準

(昭和48年3月30日公布、昭和48年4月1日施行)

区分	業種	項目及び許容限度				適用の日又は適用期間		
		生物化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミクログラム)	浮遊物質量 (単位1リットルにつきミクログラム)	大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個)				
		日間平均	日間最大	日間平均	日間最大			
この条例の施行の日前に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事をしているものを含む。)	パルプ、紙又は紙加工品製造業	排出水量130,000立方メートル以上のもの	50	65	60	80	昭和48年6月24日	
		排出水量130,000立方メートル未満のもの	70	90	80	100	昭和48年6月24日から昭和49年12月31日まで	
			60	80	70	90	昭和50年1月1日	
	食料品製造業	でん粉又は化工でん粉製造業	1,000	1,300	200	250	昭和48年6月24日	
		蒸留酒又は混成酒製造業	300	390	150	200	昭和48年6月24日	
		その他のもの	90	120	80	100	昭和48年6月24日	
	製糸業		90	120	70	90	昭和48年6月24日	
	採石業又は砂利採取業			250	300		昭和48年6月24日	
	と畜場		60	80	80	100	3,000	昭和48年6月24日
	し尿処理施設のみを有するもの		30		50	70		昭和48年6月24日
この条例の施行の日以後の設置に係る特定事業場	陶磁器又は陶磁器関連製品製造業		30	40	40	60		昭和48年6月24日
	その他のもの(豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するものを除く。)		30	40	70	90		昭和48年6月24日
	採石業又は砂利採取業				150	200		
	し尿処理施設のみを有するもの		30	40	50	70		
	下水道終末処理場		15	20	40	60		
	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの	排出水量1,000立方メートル以上のもの	20	25	30	40		
		排出水量1,000立方メートル未満200立方メートル以上のもの	30	40	40	60		
		排出水量200立方メートル未満のもの	60	80	70	90		
この条例の施行の日以後の設置に係る特定事業場	その他のもの	排出水量1,000立方メートル以上のもの	20	25	30	40	3,000	
		排出水量1,000立方メートル未満のもの	30	40	40	60	3,000	

備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。

- 2 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排出水量が50立方メートル未満の特定事業場については、適用しない。
- 5 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること(設置の工事をしていることを含む。)によって特定事業場であるときは、この限りでない。
- 6 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条に規定する検定方法による検出値である。

イ 鶴田ダムから上流の川内川水域に係る上乗せ排水基準

(昭和49年10月11日公布、昭和49年10月11日施行)

区分	業種	項目及び許容限度					適用の日又は 適用期間
		水素イオン 濃度 (水素指数)	生物化学的酸 素要求量 (単位1リットルにつきミクログラム)	浮遊物質量 (単位1リットルにつきミクログラム)	大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個)		
		日間 平均	最大	日間 平均	最大		
昭和49年10月 11日前に設置 されている特 定事業場（特 定施設の設置 の工事をして いるものを含 む。）	蒸留酒又は混成酒製造業	5.8～8.6	100	130	100	130	昭和50年10月1日
	染色整理業	5.8～8.6	100	130	100	130	昭和50年10月1日
	し尿処理施設のみを有するもの	5.8～8.6	30		50	70	3,000
	と畜場	5.8～8.6	30	40	40	60	1,000
	豚房施設、 牛房施設 又は馬房 施設を有 するもの	排出水量200立方メートル以 上のもの		20	25	30	40
		排出水量200立方メートル未 満50立方メートル以上もの		80	100	90	120
		排出水量50立方メートル未満 のもの	5.8～8.6	120	160	150	200
		その他のもの	5.8～8.6	120	160	150	200
							3,000
昭和49年10月 11日以後の設 置に係る特定 事業場	豚房施設、 牛房施設 又は馬房 施設を有 するもの	排出水量200立方メートル以 上のもの		20	25	30	40
		排出水量200立方メートル未 満50立方メートル以上もの		60	80	70	90
		排出水量50立方メートル未満 のもの	5.8～8.6	90	120	100	130
	その他の もの	排出水量1,000立方メートル 以上のもの		20	25	30	40
		排出水量1,000立方メートル 未満のもの	5.8～8.6	30	40	40	60
							3,000

備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。

- 2 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排出水量が30立方メートル未満の特定事業場については、適用しない。
- 5 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること（設置の工事をしていることを含む。）によって特定事業場であるときは、この限りでない。
- 6 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する検定方法による検出値である。

2-(4)-② 鹿児島市内水域に係る上乗せ排水基準

適用区域：稻荷川、甲突川、新川、脇田川、永田川及び和田川並びにこれらに接続する公共用水域

(昭和54年7月9日公布、昭和54年7月9日施行)

区分	業種	項目及び許容限度						
		水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミクログラム)		浮遊物質量 (単位1リットルにつきミクログラム)		大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個)	
			日間平均	最大	日間平均	最大		
昭和48年4月1日(永田川及び和田川並びにこれらに接続する公共用水域に係るものにあっては、昭和54年7月9日)前に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事をしているものを含む。)	下水道処理区域内のもの	すべてのもの	5.8~8.6	20	25	50	70	3,000
	下水道処理区域外のもの	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの	排出水量200立方メートル以上のもの	30	40	40	60	
		50立方メートル以上50立方メートル未満のもの	80	100	90	120		
		50立方メートル未満のもの	5.8~8.6	120	160	150	200	3,000
		畜産食料品製造業	5.8~8.6	30	40	40	60	3,000
		野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	5.8~8.6	90	120	80	100	3,000
		米菓製造業	5.8~8.6	60	80	80	100	3,000
		飲料製造業	5.8~8.6	90	120	80	100	3,000
		さつまいもでん粉製造業	5.8~8.6	500	650	200	250	3,000
		めん類製造業	5.8~8.6	60	80	80	100	3,000
		豆腐製造業	5.8~8.6	60	80	80	100	3,000
		紡績業、織維製品製造業又は染色整理業	5.8~8.6	60	80	80	100	3,000
		紙製造業	5.8~8.6	60	80	80	100	3,000
		生コンクリート又はセメント製品製造業	5.8~8.6			30	40	3,000
		ガス供給業	5.8~8.6	30	40	40	60	3,000
		酸又はアルカリによる表面処理施設を有するもの	5.8~8.6	30	40	30	40	3,000
		水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設を有するもの	5.8~8.6	30	40	40	60	3,000
		洗たく業	5.8~8.6	60	80	80	100	3,000
		写真現像業	5.8~8.6	30	40	30	40	3,000
		自動式車両洗浄施設を有するもの	5.8~8.6			30	40	3,000
		し尿処理施設を有するもの	5.8~8.6	30	40	50	70	3,000
		その他のもの	5.8~8.6	120	160	150	200	3,000
昭和48年4月1日(永田川及び和田川並びにこれらに接続する公共用水域に係るものにあっては、昭和54年7月9日)以後の設置に係る特定事業場	すべてのもの	排出水量2,000立方メートル以上のもの		5	10	10	20	
		排出水量2,000立方メートル未満のもの	5.8~8.6	20	25	30	40	3,000

備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。

2 「下水道処理区域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。

3 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。

4 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

5 昭和48年4月1日(永田川及び和田川並びにこれらに接続する公共用水域に係るものにあっては、昭和54年7月9日)前に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事をしているものを含む。)のうち下水道処理区域外のものが下水道処理区域内のものとなったときは、当該特定事業場は、下水道処理区域内のものとなった日から起算して1年間は、なお下水道処理区域外のものとみなして、この表の規定を適用する。

6 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排出水量が30立方メートル未満の特定事業場については、適用しない。

7 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和54年5月10日以後において一の施設が特定施設となつた際にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際に当該工場又は事業場が昭和54年5月10日前に特定施設となつてある施設を設置したこと(設置の工事をしていることを含む。)によって特定事業場であるときは、この限りでない。

8 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する検定方法による検出値である。

2-(4)-③ 米之津川水域に係る上乗せ排水基準

適用区域：米之津川及びこれに接続する公共用水域

(昭和48年6月30日公布、昭和48年7月1日施行)

区分	業種	項目及び許容限度					適用の日又は適用期間
		生物化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミクログラム)		浮遊物質量 (単位1リットルにつきミクログラム)		大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個)	
		日間平均	最大	日間平均	最大		
昭和48年7月1日前に設置されている特定事業場（特定施設の設置の工事をしているものを含む。）	パルプ、紙又は紙加工品製造業	排出水量62,000立方メートル以上のもの	50	65	60	80	昭和49年7月1日
		排出水量62,000立方メートル未満のもの	80	100	90	120	昭和49年7月1日から昭和51年6月23日まで
			60	80	70	90	昭和51年6月24日
	エチルアルコール製造業	排出水量13,000立方メートル以上のもの	50	65	50	65	昭和49年7月1日
		排出水量13,000立方メートル未満のもの	150	200	100	130	昭和49年7月1日から昭和51年6月23日まで
			60	80	50	65	昭和51年6月24日
	製あん業		250	300	250	300	昭和49年7月1日
	と畜場		60	80	80	100	3,000
	その他のもの（豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するものを除く。）		100	130	100	130	昭和49年7月1日
昭和48年7月1日以後の設置に係る特定事業場	し尿処理施設のみを有するもの	排出水量1,000立方メートル以上のもの	20		30	40	
		排出水量1,000立方メートル未満のもの	30		30	40	
	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの	排出水量1,000立方メートル以上のもの	20	25	30	40	
		排出水量1,000立方メートル未満200立方メートル以上のもの	30	40	40	60	
		排出水量200立方メートル未満のもの	60	80	70	90	
	その他のもの	排出水量1,000立方メートル以上のもの	20	25	30	40	
		排出水量1,000立方メートル未満のもの	30	40	40	60	

備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。

- 2 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排出水量が50立方メートル未満の特定事業場については、適用しない。
- 5 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること（設置の工事をしていることを含む。）によって特定事業場であるときは、この限りでない。
- 6 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する検定方法による検出値である。

2-(4)-④ 大淀川水域に係る上乗せ排水基準

適用区域：大淀川、横市川及び溝之口川並びにこれらに接続する公共用水域

(昭和49年10月11日公布、昭和49年10月11日施行)

区分	業種	項目及び許容限度						適用の日又は適用期間	
		水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミクログラム)		浮遊物質量 (単位1リットルにつきミクログラム)		大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個)		
			日間平均	最大	日間平均	最大			
昭和49年10月 11日前に設置 されている特 定事業場（特 定施設の設置 の工事をして いるものを含 む。）	食用アミノ酸製造業	5.8～8.6	30	40	40	60		昭和50年10月1日	
	でん粉又は化工でん粉製造業							昭和50年10月1日から 昭和51年6月23日まで	
	製糸業	5.8～8.6	90	120	70	90		昭和50年10月1日	
	と畜場	5.8～8.6	30	40	40	60	1,000	昭和50年10月1日	
	豚房施設、 牛房施設 又は馬房 施設を有 するもの	排出水量200立方メートル以上のもの		20	25	30	40	1,000	
		排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上 のもの		80	100	90	120		
		排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	3,000	
		その他のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	3,000	
昭和49年10月 11日以後の設 置に係る特定 事業場	豚房施設、 牛房施設 又は馬房 施設を有 するもの	排出水量200立方メートル以上のもの		20	25	30	40	1,000	
		排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上 のもの		60	80	70	90		
		排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	90	120	100	130	3,000	
	その他の もの	排出水量1,000立方メートル以上のもの		20	25	30	40		
		排出水量1,000立方メートル未満のもの	5.8～8.6	30	40	40	60	3,000	

備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。

2 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。

3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

4 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排出水量が30立方メートル未満の特定事業場については、適用しない。

5 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となつた際にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となつてある施設を設置していること（設置の工事をしていることを含む。）によって特定事業場であるときは、この限りでない。

6 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する検定方法による検出値である。

2-(4)-⑤ 志布志湾流入水域に係る上乗せ排水基準

適用区域：肝属川、田原川、菱田川、安楽川及び前川並びにこれらに接続する公共用水域

(昭和50年10月15日公布、昭和50年11月1日施行)

区分	業種	項目及び許容限度					
		水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミクログラム)		浮遊物質量 (単位1リットルにつきミクログラム)		大腸菌群数 (単位1立 方センチメートル につき個)
			日間 平均	最大	日間 平均	最大	
昭和50年11月1日前に設置されている特定事業場（特定施設の工事をしているものを含む。）	乳製品製造業	5.8～8.6	50	65	50	65	1,000
	食鳥処理加工業	5.8～8.6	30	40	40	60	1,000
	蒸留酒及び混成酒製造業	排出水量2,000立方メートル以上のもの		20	30	40	60
		排出水量2,000立方メートル未満50立方メートル以上のもの		60	80	70	90
		排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200
	染色整理業	5.8～8.6	100	130	100	130	3,000
	製糸業	5.8～8.6	100	130	100	130	3,000
	エチルアルコール製造業	排出水量7,000立方メートル以上のもの		20	30	40	60
		排出水量7,000立方メートル未満のもの	5.8～8.6	60	80	70	90
	クエン酸製造業	排出水量10,000立方メートル以上のもの		20	30	40	60
		排出水量10,000立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200
	と畜場	5.8～8.6	30	40	40	60	1,000
	し尿処理施設のみを有するもの	5.8～8.6	30	40	50	70	3,000
	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの	排出水量200立方メートル以上のもの		30	40	40	60
		排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		80	100	90	120
		排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200
	その他のもの（さつまいもでん粉製造業を除く。）	5.8～8.6	120	160	150	200	3,000
昭和50年11月1日以後の設置に係る特定事業場	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの	排出水量200立方メートル以上のもの		20	25	30	40
	排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		60	80	70	90	
	排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	90	120	100	130	
	その他のもの	排出水量1,000立方メートル以上のもの		20	25	30	40
	排出水量1,000立方メートル未満のもの	5.8～8.6	30	40	40	60	

備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。

- 2 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排出水量が30立方メートル未満の特定事業場については、適用しない。
- 5 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となつた際にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となつてある施設を設置していること（設置の工事をしていることを含む。）によって特定事業場であるときは、この限りでない。
- 6 クエン酸製造業に係る特定施設とクエン酸製造業以外の業種に係る特定施設を併設している特定事業場に対しては、クエン酸製造業に係る特定施設を設置している特定事業場に対して適用する上乗せ排水基準を適用する。
- 7 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する検定方法による検出値である。

2-(4)-⑥ 万之瀬川水域に係る上乗せ排水基準

適用区域：万之瀬川及びこれに接続する公共用水域

(昭和50年10月15日公布、昭和50年11月1日施行)

区分	業種	項目及び許容限度					
		水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量		浮遊物質量		大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個)
			日間平均	最大	日間平均	最大	
昭和50年11月1日前に設置されている特定事業場（特定施設の工事をしているものを含む。）	食鳥処理加工業	5.8～8.6	30	40	40	60	1,000
	蒸留酒及び混成酒製造業	排出水量2,000立方メートル以上のもの		20	30	40	60
		排出水量2,000立方メートル未満50立方メートル以上のもの		60	80	70	90
		排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200
	クエン酸製造業	排出水量8,000立方メートル以上のもの		20	30	40	60
		排出水量8,000立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200
	と畜場	5.8～8.6	30	40	40	60	1,000
	し尿処理施設のみを有するもの	5.8～8.6	30	40	50	70	3,000
	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの	排出水量200立方メートル以上のもの		30	40	40	60
		排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		80	100	90	120
		排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200
昭和50年11月1日以後の設置に係る特定事業場	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの	5.8～8.6	120	160	150	200	3,000
	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの	排出水量200立方メートル以上のもの		20	25	30	40
		排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		60	80	70	90
	その他のもの	排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	90	120	100	130
		排出水量1,000立方メートル以上のもの		20	25	30	40
	その他のもの	5.8～8.6	30	40	40	60	3,000

備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。

- 2 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排出水量30立方メートル未満の特定事業場については、適用しない。
- 5 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること（設置の工事をしていることを含む。）によって特定事業場であるときは、この限りでない。
- 6 クエン酸製造業に係る特定施設とクエン酸製造業以外の業種に係る特定施設を併設している特定事業場に対しては、クエン酸製造業に係る特定施設を設置している特定事業場に対して適用する上乗せ排水基準を適用する。
- 7 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する検定方法による検出値である。

2-(4)-⑦ 鹿児島湾水域に係る上乗せ排水基準

適用区域：鹿児島市の北緯31度34分6秒、東経130度36分43秒の地点と北緯31度26分3秒、東経130度31分15秒の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに接続する公共用水域のうち鹿児島市内水域を除く公共用水域

(昭和54年7月9日公布、昭和54年7月9日施行)

区分	業種	項目及び許容限度									
		水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミクログラム)	化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミクログラム)	浮遊物質量 (単位1リットルにつきミクログラム)		大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個)				
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大				
昭和54年7月9日前に設置されている特定事業場（特定施設の設置の工事をしているものを含む。）	下水道処理区 域内のもの	すべてのもの	5.8～8.6	20	25	20	25	50	70	3,000	
		豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するものの	排出水量200立方メートル以上のもの	30	40			40	60		
			排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの	80	100			90	120		
			排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160		150	200	3,000	
			畜産食料品製造業	5.8～8.6	30	40		40	60	3,000	
			水産食料品製造業	5.8～8.6 (5.0～9.0)	90	120	90	120	80	100	3,000
			野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	5.8～8.6	90	120		80	100	3,000	
			みそ又はしょう油製造業	5.8～8.6	90	120		80	100	3,000	
			製あん業	5.8～8.6	90	120		80	100	3,000	
		飲料製造業	排出水量500立方メートル以上のもの	30	40			40	60		
			排出水量500立方メートル未満のもの	5.8～8.6	60	80		80	100	3,000	
			ぶどう糖又は水あめ製造業	5.8～8.6	60	80		80	100	3,000	
			めん類製造業	5.8～8.6	60	80		80	100	3,000	
			豆腐又は煮豆製造業	5.8～8.6	60	80		80	100	3,000	
			紡績業、繊維製品製造業又は染色整理業	5.8～8.6	60	80		80	100	3,000	
			紙製造業	5.8～8.6	60	80		80	100	3,000	
			生コンクリート又はセメント製品製造業	5.8～8.6				30	40	3,000	
			ガス供給業	5.8～8.6	30	40		40	60	3,000	
			酸若しくはアルカリによる表面処理施設又は電気めつき施設を有するものの	5.8～8.6	30	40		30	40	3,000	
		旅館業	排出水量500立方メートル以上のもの	30	40			40	60		
			排出水量500立方メートル未満50立方メートル以上のもの		60	80		80	100		
			排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160		150	200	3,000	
			中央卸売市場	(5.0～9.0)			60	80			

区分		業種	項目及び許容限度							
			水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミグラム)	化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミグラム)	浮遊物質量 (単位1リットルにつきミグラム)		大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個)		
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大		
昭和54年7月9日以後の設置に係る特定事業場	下水道処理区域外のもの	自動式車両洗浄施設を有するもの	5.8～8.6					30	40	3,000
		し尿処理施設を有するもの	5.8～8.6 (5.0～9.0)	30	40	50	70	50	70	3,000
		その他のもの（さつまいもでん粉製造業を除く。）	5.8～8.6	120	160			150	200	3,000
昭和54年7月9日以後の設置に係る特定事業場	下水道処理区域内のもの	すべてのもの	5.8～8.6 (5.0～9.0)	20	25	20	25	30	40	3,000
		豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するものの		20	25	20	25	30	40	
		排出水量200立方メートル以上未満50立方メートル以上のもの		60	80	60	80	70	90	
		排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6 (5.0～9.0)	90	120	90	120	100	130	3,000
		排出水量1,000立方メートル以上のもの		20	25	20	25	30	40	
		排出水量1,000立方メートル未満のもの	5.8～8.6 (5.0～9.0)	30	40	30	40	40	60	3,000

備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。

- 2 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 3 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
- 4 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 5 水素イオン濃度（5.0～9.0）及び化学的酸素要求量に係る許容限度は、排出水を海域に直接排出する特定事業場についてのみ適用する。
- 6 特定事業場（特定施設の設置の工事をしているものを含む。）のうち下水道処理区域外のものが下水道処理区域内のものとなったときは、当該特定事業場は、下水道処理区域内のものとなった日から起算して1年間は、なお下水道処理区域外のものとみなして、この表の規定を適用する。
- 7 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排出水量が30立方メートル未満の特定事業場については、適用しない。
- 8 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和54年5月10日以後において一の施設が特定施設となった際にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際に当該工場又は事業場が昭和54年5月10日前に特定施設となっている施設を設置していること（設置の工事をしていることを含む。）によって特定事業場であるときは、この限りでない。
- 9 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する検定方法による検出値である。